

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年6月 1 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601273号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700042号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年8月11日は12万6,000円、同年12月25日は28万円、平成19年8月13日は54万円、同年12月6日は53万7,000円、平成20年12月24日は17万5,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月11日、同年12月25日、平成19年8月13日、同年12月6日及び平成20年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月11日、同年12月25日、平成19年8月13日、同年12月6日及び平成20年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月11日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年8月13日
④ 平成19年12月6日
⑤ 平成20年12月24日

A社で勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がない。請求期間①から⑤までの預金通帳の写しにより賞与が支払われていることが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚から提出された請求者の請求期間に係る「給与支給明細書(平成18年8月分賞与)」、「給与支給明細書(平成18年12月分賞与)」、「給与支給明細書(平成19年8月分賞与)」、「給与支給明細書(平成19年12月分賞与)」、「給与支給明細書(平成20年12月分賞与)」並びに預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、④及び⑤については、上記同僚の給与支給明細書（賞与）により当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

さらに、請求期間②及び③については、上記同僚の給与支給明細書（賞与）により当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑤までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚から提出された給与支給明細書（賞与）並びに預金通帳の写しにより、推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万6,000円、請求期間②は28万円、請求期間③は54万円、請求期間④は53万7,000円、請求期間⑤は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601274号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年7月15日

A社で勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がない。請求期間に賞与の支給を受けていたので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与明細書を保有していない上、A社は、請求者は契約社員として当社で勤務していたが、請求期間当時の賃金台帳等の資料は既に処分しているため、賞与の支給状況等について確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間①から⑤までに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者がA社の賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期間経過のため取引明細は提出できない旨回答していることに加え、請求者は、当時確定申告を行っていたとして、請求者の居住地を管轄する税務署及び市役所は、請求期間に係る給与支払報告書等の課税資料については保存期間経過のため提出できない旨回答していることから、請求期間①から⑤までに係る賞与支給額及び賞与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。